

## 第9章 景観計画の推進に向けての方策

### ～市民と行政が育む協働の景観づくりの推進～

景観は、人々の営みの積み重ねによって形づくられるものであり、勝山市に暮らす人々全てが景観づくりの担い手であることから、景観づくりを進めるにあたっては、市民と行政が協働し、役割を分担して取り組むことが重要です。

行政は、市民、事業者や各種団体と協働して、勝山市の景観づくりを進めるための各種方策に取り組みます。

#### ■勝山市景観計画の基本目標

豊かな自然、悠久の歴史と伝統文化  
ふるさとの誇り、勝山の美しい原風景を未来に残そう

#### ■実現のための方策

##### 《協働の景観づくり》

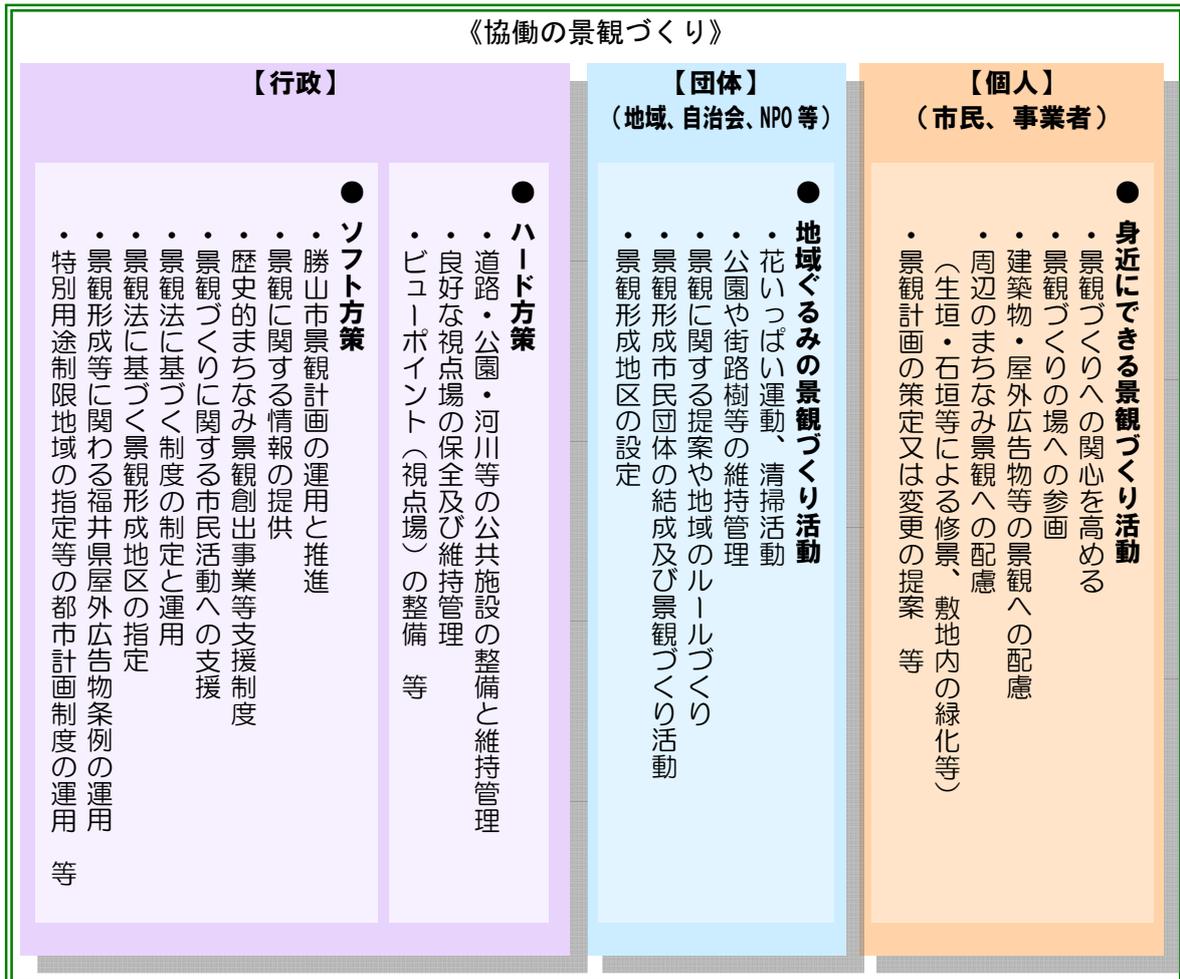


図9-1. 景観形成に向けての体制

# 1. 協働の景観づくりを進める方策

豊かな自然、悠久の歴史と伝統文化に彩られたふるさとの誇り、勝山の美しい原風景を未来に残すためには、行政とともに市民の主体的な取り組みが必要です。

行政は、市民の活動の状況や地域の実情などを把握し、市民が主体的に行う身近にできる景観づくり活動や、地域ぐるみの景観づくり活動に対し、支援を行うなど、市民と協働の景観づくりを進めます。

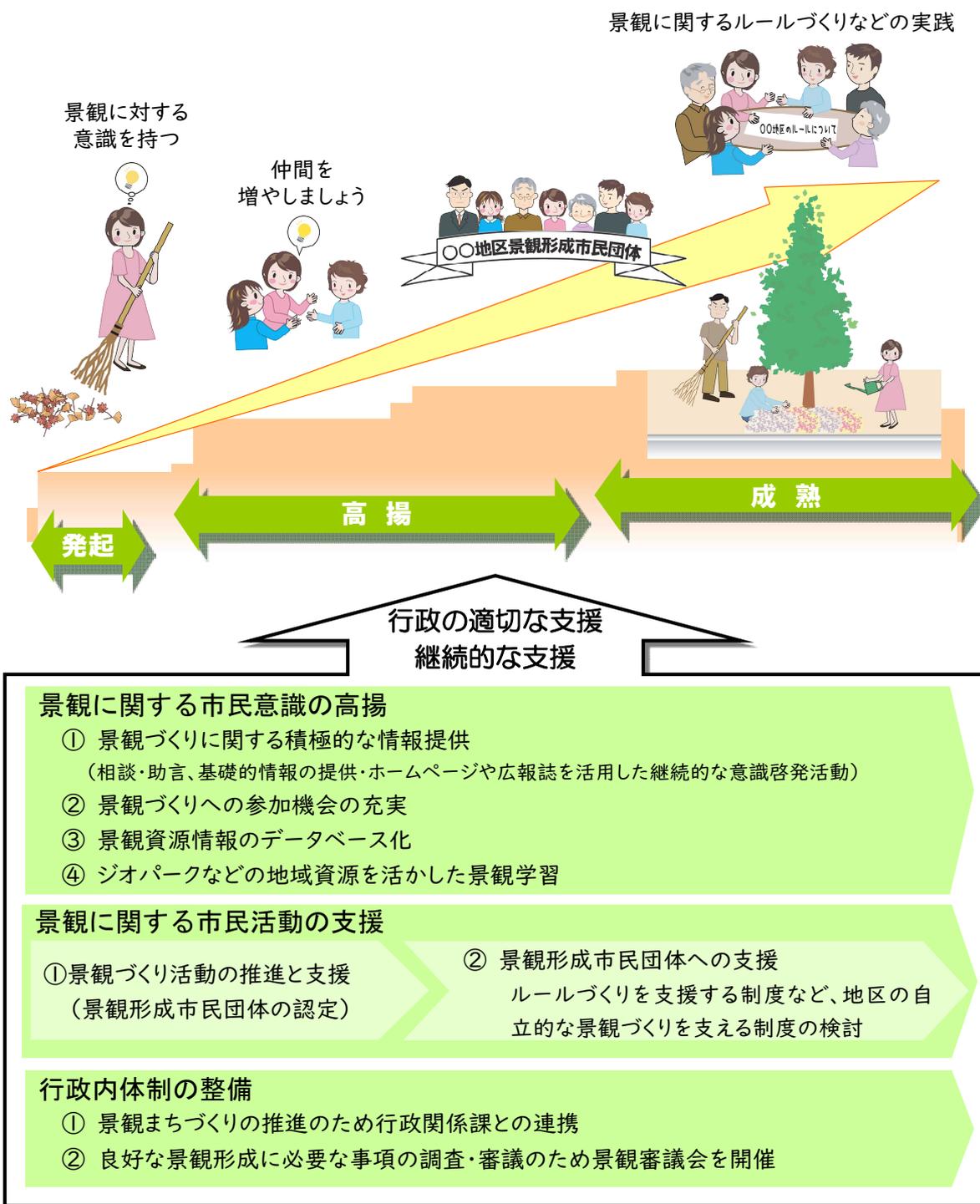


図9-2. 協働の景観づくりの進め方と支援制度のイメージ

## (1) 景観に関する市民意識の醸成

### ① 景観づくりに関する積極的な情報提供

広報やホームページ、パンフレットなど、多様な手段を通じて、本景観計画の周知を図り、景観に関するシンポジウム等を開催するなど、景観づくりに関する様々な情報を積極的に発信し、景観づくりに関する市民や事業者の関心を高めます。



写真 9-1. 図画コンクール



写真 9-2. シンポジウム

### ② 景観づくりへの参加機会の充実

景観ワークショップやジオツアー等、様々な取り組みと連携して、地域への関心を促し、愛着を育む機会、景観づくりに参加する機会の充実を図ります。



写真 9-3. ジオツアーの様子



写真 9-4. 座談会の様子

### ③ 景観資源情報のデータベース化

地域で市民に親しまれている景観資源は、市民共有の資産であり、主に写真の形でデータを収集し、活用を図ります。



写真 9-5. 中央公園で行われている灯りまつり



写真 9-6. 休耕地に植えられたコキア

#### ④ ジオパークなどの地域資源を活かした景観学習

勝山市では、小・中学生がジオパーク活動などを通じたESD（持続可能な社会づくりの担い手を育てるための教育）に積極的に取り組んでいます。特に、ふるさと学習で行われている環境保全活動は、勝山市の景観を保全することにつながっており、今後も、景観の基礎となる地形・地質を学ぶことができるジオパーク活動をはじめ、地域資源を活かしたふるさと学習に協力し、若い世代を含め、多世代での景観づくりを進めます。



写真 9-7. 畝見川でのバイカモ保全



写真 9-8. 浄土寺川でのゴミ拾い



写真 9-9. 池ヶ原湿原のヨシ刈り



写真 9-10. 市内学校での景観ワークショップ

## (2) 景観に関する市民活動の支援

### ① 景観づくり活動の推進と支援（景観形成市民団体の認定）

景観づくり活動に対する情報提供や技術的支援などを行います。

地域の景観づくりの熟度が深まり、目指すべき方向性やそれに向けた取組みが具現化しつつある地域については、景観形成市民団体となるような支援等を推進します。

（写真は、地域の景観づくり活動事業による取り組みを紹介しています）



写真 9-11. 下袋田区（外壁の修景）



写真 9-12. 平泉寺区（石積みの確認）

## ② 景観形成市民団体等への支援

景観形成市民団体等の活動に対し、必要な技術的援助やそれに係る経費の一部を助成します。また、「勝山市歴史的まちなみ景観創出事業」をはじめとする身近な地域の景観づくりを支える支援制度の充実を図ります。

景観法に基づく届出の際や、景観形成地区の認定、景観協定の締結、景観重要樹木や景観重要建造物の指定等に向けた活動に対して、技術的支援・情報提供等を行うために、地元の建築家や造園家、樹木医やカラリスト※、コンサルタント等の外部の専門家を派遣する『アドバイザー派遣制度』の創設を検討します。

※カラリスト:配色や色彩の効果などについて研究する専門家



写真 9-13.平泉寺区(ゴミステーションの修景)



写真 9-14.歴史的まちなみ景観創出事業の実績例

## (3) 行政内体制の整備

### ① 行政内の連携による景観まちづくりの推進

市民との景観づくりを進める意識を行政内で共有します。

そのため、公共施設整備等の関係各課で構成する「庁内調整会議」を設け、本市における主要な公共施設の計画・設計内容について、主として景観づくりに係るチェックや調整、情報交換等を推進します。

## 2. 景観づくりに関する各種法制度の活用

---

### (1) その他の景観法に基づく制度

本計画第4章から第8章に定めているもののほか、景観法に基づく制度は以下のとおりです。本景観計画の適正な運用と合わせ、状況に応じこれらの制度の活用も検討します。

#### ① 景観整備機構（景観法第 92 条関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定、景観農業振興地域整備計画の策定が行われた場合など、当該団体の能力などを勘案し、良好な景観形成を担う主体として指定することができます。

#### ② 景観協議会（景観法第 15 条関係）

景観重要公共施設の整備計画の検討や、一定の区域における良好な景観形成のための基準や方策等を検討する場合において、行政と公共施設管理者、地域で活動を行う景観形成団体などが、協議する場として設置することができます。

#### ③ 景観地区（景観法第 61 条関係）

良好な景観の形成を積極的に推進していく地区として、都市計画法及び景観法に規定される都市計画の一つです。

景観地区では建築物の形態意匠の制限内容を必ず定めることとされており、それ以外にも建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定めることができます。

地区内で建築物の新築・増築などをする場合は、市に計画の認定申請を行う必要があり、市の認定がないと建築行為に着手できないなど、より厳しい制度です。

#### ④ 景観協定（景観法第 81 条関係）

土地所有者等の全員の合意のもとに一定の区域を定めて締結される協定で、地域の実情を踏まえながら、地域住民による主体的な検討を促し、積極的な活用を進めることができます。

#### ⑤ 景観づくりに関する提案制度（景観法第 11 条）

（住民等による景観計画に対する提案制度）

土地の所有者等又はまちづくりNPO等が、景観法に基づき、市に対して、景観計画の変更を提案することができます。

### (2) 良好な景観形成に関連する各種制度

景観法に限らず、建築物等の形態・意匠の制限や土地の利用などについて規制・誘導するための主な手法として、次ページ表 9-1 のような制度が整備されています。

地域の特徴や景観特性などに応じながら、これらの制度を適正に活用して行きます。

表 9-1. 良好な景観形成に関する各種制度

制度の名称 (根拠法令)	規制・誘導の対象とすることができる行為の内容																		
	建築物								敷地			工作物	屋外広告物	自然景観・自然環境	土地				
	用途	建ぺい率	容積率	最低又は最高の高さ	建築面積の最低限度	壁面の位置	形態・意匠	色彩	歴史的建造物の保存	最低敷地規模	緑化				垣・柵等	開発行為	土地の形質の変更	木竹の伐採等	
景観計画 (景観法) *				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
用途地域 特別用途地区 特定用途制限地域 (都市計画法、 建築基準法) *	○	○	○	○ 一部		○ 一部				○ 一部			○						
開発許可制度 (都市計画法) *	○												○			○	○		
農用地区域 (農振法(略)) *	○ 建築															○	○		
地区計画 (都市計画法)	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					
建築協定 (建築基準法)	○			○		○	○		○	○									
緑地協定 (都市緑地法)												○	○						
福井県屋外 広告物条例 (屋外広告物法) *														○					
風致地区 (都市計画法)		○		○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国定公園 (自然公園法) *							○					○	○	○		○	○		
林地開発 許可制度 保安林制度 (森林法) *																○	○	○	
史跡、名勝、 天然記念物 (文化財保護法) *							○	○				○	○	○	○	○	○	○	
文化的景観 (文化財保護法)												○	○	○	○	○	○	○	
登録文化財 制度 (文化財保護法) *								○											

\*は本市において既に活用されている制度